

株式会社植村組 一般事業主行動計画

【女性活躍推進法】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、男女ともに働きやすい環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日迄の2年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇の女性1人あたりの平均取得日数を13日以上にする。 平均取得日数12日（2023年6月～2024年5月）

＜ 対策 ＞

◎令和7年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

◎令和7年4月1日～ 各所属長へ年次有給休暇取得の理解と協力を求める。